

事故報告について

京都市保健福祉局監査指導課

事故報告について

- ・ 介護保険サービス事業所等で、介護サービス提供中等に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる必要がある。

根拠規程（一部抜粋）

- ・ 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条（訪問入浴介護以下のサービスにおいて準用） 等

京都市への報告の方法について

- 事故を知った日から **10日以内**に「事故報告書」を提出してください。
※様式等は京都市のホームページへ掲載しています。
- 第1報で完結しない場合は、報告が可能となった時点で第2報を提出してください。事故処理が長期化する場合は、適宜、経過を報告するとともに、完結した時点で、最終報告を提出してください。
- 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として発生時及び終息時の2回、報告してください。

報告書の提出先について

<介護保険サービスに係る事故>

被保険者が住所を有する行政区の

区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課に提出してください。

<感染症又は食中毒が発生した場合>

保健福祉局監査指導課に提出してください。

併せて、感染症は各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課へ、食中毒は医療衛生センターへも報告（電話連絡）をお願いします。

報告の対象となる事故（介護保険サービス）

- 介護サービス等の提供により利用者が死亡した場合
- 利用者の死亡原因に疑義がある場合
- 怪我等で入院又は医療機関での治療を要するもの
- 利用者の財物の損壊、滅失
- 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- その他、管理者が報告を必要と判断したもの

留意点（介護保険サービス）

- 事業者の過失の有無は問わない。
- 送迎中や通院付き添い中に発生したのもも報告対象
- 怪我等（骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等）について、入院や医療機関での治療を要しないものについては報告の対象外
- 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすものとは、利用者の金品の横領や窃盗、交通ルール違反に起因する事故等を想定

報告の対象となる事故（感染症又は食中毒）

- 人への感染の危険性が高い1類～4類感染症の他、インフルエンザ、感染性胃腸炎、その他集団発生が想定されるもの
- 食中毒は、施設及び通所系サービスにおいて食事の提供を行った場合、訪問系サービスにおいて食事の準備を行った場合等、サービスに起因する可能性がある場合

報告の基準（感染症又は食中毒）

＜1類～4類感染症＞

発症者数が1名以上

＜その他の感染症（新型コロナウイルス感染症、疥癬等）・食中毒＞

- ・ 死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・ 患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、
管理者等が報告の必要を認めた場合

留意点（感染症又は食中毒）

- ・ 1類～4類感染症については、診断を行った医療機関等より報告があるため、各区役所・支所保健福祉センターへの報告は不要
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日以降、その他の感染症（5類感染症）と同じ取扱いとなっているため、基準以上の発生があった場合のみ報告。

(一覽) 感染症及び食中毒の報告について

	1類～4類 感染症	左記以外の感染症等 (新型コロナウイルス感染症、疥癬等)	食中毒
報告先	監査指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査指導課 ・ 各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課（電話連絡） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査指導課 ・ 医療衛生センター（電話連絡）
報告基準	1名でも発症者がいれば、発生時と終息時に事故報告書を提出	<p>次の場合に、発生時と終息時に監査指導課へ事故報告書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合 ②同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告の必要を認めた場合 	左記と同様

過去の事例

<介護サービスに係る事故>

- ・転倒による骨折、打撲、脱臼、切傷等※例年最も多い
- ・食事中の誤嚥、窒息
- ・高温での入浴による火傷、食事中の火傷
- ・消毒用アルコールの誤飲、施設内備品の異食
- ・送迎中の交通事故による怪我
- ・従業者による利用者の金銭の窃取

<感染症・食中毒>

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・疥癬
- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス等）
- ・結核
- ・レジオネラ症

再発防止策の検討等

- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる必要がある。
- 事故の集計や原因分析を行っておらず、再発防止策の検討が十分行われていない事例も見受けられる。
⇒ 報告書を京都市へ提出することが目的ではなく、
具体例を踏まえた事故防止策の立案が重要
- 報告に至らない事故やヒヤリハット事例についても、施設や事業所内で共有することで、事故を予防する体制づくりにも繋がる。

参考

最新の様式や取扱要領は京都市のホームページに掲載しています。
詳細については以下からご確認ください。

○京都市情報館

「介護保険サービス等に係る事故報告について」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000259960.html>

御清聴ありがとうございました。